

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行元】 ASAKパートナーズ
 ASAK浅岡会計事務所
 ASAK佐々木不動産鑑定士事務所
 ASAK社会保険労務士事務所
 ASAK行政書士事務所
 ASAK財産コンサルティング(株)
 ASAKビジネスコンサルティング(株)

【発行日】 平成23年9月1日

今年も！厚生年金保険料率アップ！

平成16年の年金制度改革の際、厚生年金保険料が段階的にアップする法が成立しています。この改正により、今年も保険料はアップし、9月分より下表のように変更となりますが、具体的な変更月は、会社によって当月分からの場合と、翌月分からの場合がありますのでご確認ください。なお、この法律により、毎年0.354%引上げられ、平成29年度8.3%で固定されることになっています。

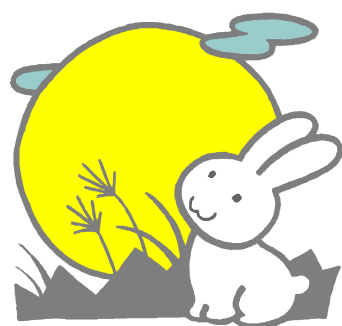
(引き上げイメージは、下記グラフ参照)

(現行) ・一般の被保険者の方 … 16.058% ・日本たばこ産業株式会社の被保険者の方 … 16.058% ・旅客鉄道会社等の被保険者の方 … 16.058% ・農林漁業団体の事業所の被保険者の方 … 16.058%		(平成23年9月～) 16.412%
--	--	-----------------------

標準報酬	報酬月額		一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	日額	16.412%	8.206%	16.944%	8.472%
1	98,000	3,270	円以上	円未満	16,083.76	8,041.88
2	104,000	3,470	101,000～	107,000	17,068.48	8,534.24
3	110,000	3,670	107,000～	114,000	18,053.20	9,026.60
4	118,000	3,930	114,000～	122,000	19,366.16	9,683.08
5	126,000	4,200	122,000～	130,000	20,679.12	10,339.56
6	134,000	4,470	130,000～	138,000	21,992.08	10,996.04
7	142,000	4,730	138,000～	146,000	23,305.04	11,652.52
8	150,000	5,000	146,000～	155,000	24,618.00	12,309.00
9	160,000	5,330	155,000～	165,000	26,259.20	13,129.60
10	170,000	5,670	165,000～	175,000	27,900.40	13,950.20
11	180,000	6,000	175,000～	185,000	29,541.60	14,770.80
12	190,000	6,330	185,000～	195,000	31,182.80	15,591.40
13	200,000	6,670	195,000～	210,000	32,824.00	16,412.00
14	220,000	7,330	210,000～	230,000	36,106.40	18,053.20
15	240,000	8,000	230,000～	250,000	39,388.80	19,694.40
16	260,000	8,670	250,000～	270,000	42,671.20	21,335.60
17	280,000	9,330	270,000～	290,000	45,953.60	22,976.80
18	300,000	10,000	290,000～	310,000	49,236.00	24,618.00
19	320,000	10,670	310,000～	330,000	52,518.40	26,259.20
20	340,000	11,330	330,000～	350,000	55,800.80	27,900.40
21	360,000	12,000	350,000～	370,000	59,083.20	29,541.60
22	380,000	12,670	370,000～	395,000	62,365.60	31,182.80
23	410,000	13,670	395,000～	425,000	67,289.20	33,644.60
24	440,000	14,670	425,000～	455,000	72,212.80	36,106.40
25	470,000	15,670	455,000～	485,000	77,136.40	38,568.20
26	500,000	16,670	485,000～	515,000	82,060.00	41,030.00
27	530,000	17,670	515,000～	545,000	86,983.60	43,491.80
28	560,000	18,670	545,000～	575,000	91,907.20	45,953.60
29	590,000	19,670	575,000～	605,000	96,830.80	48,415.40
30	620,000	20,670	605,000～		101,754.40	50,877.20

CONTENTS

- 今年も！厚生年金
 保険料率アップ！… P.1
- 社会保険適用非正規へ拡大？
 「週20時間」を軸に議論へ …… P.2
- One Point …… P.2
- 危ない取引の手口と見分け方③
 「融通手形取引」…… P.3
- 土地価格は道路の
 良し悪しで決まる…… P.4
- スマートフォンでSkype
 (スカイプ)をつかおう … P.5
- 9月度の税務スケジュール …… P.5
- 今月の名言録 …… P.6
- 編集後記 …… P.6



厚生年金保険料の引上げ

平成16年10月から毎年0.354%ずつ引上げられ、平成29年度に18.3%で固定。



国民年金保険料の引上げ

平成16年10月から毎年280円ずつ引上げられ、平成35年度からは月額16,900円で固定。

※国民年金の保険料は賃金の伸び率に応じて変わりますので、引き上げ額は280円より大きくなる場合があります。



社会保険適用非正規へ拡大？「週20時間」を軸に議論へ

厚生労働相の諮問機関、社会保障審議会の「短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」（部会長・遠藤久夫学習院大教授）は9月1日、初会合を開き、厚生年金などをパートら非正規雇用労働者にも広げるための議論を始めました。

政府は税と社会保障の一体改革で「400万人拡大」との目標を掲げており、厚労省は週30時間程度以上となっている加入要件の労働時間を週20時間以上に短縮する案などを例示しました。しかし、事業主の保険料負担増に直結するだけに、パートを多く抱える流通・小売業などの反発は必至です。

厚労省は年内に改革案をまとめ、来年の通常国会に関連法案を提出することを考えているようです。

パートらの厚生年金や企業健保への加入要件は、正社員の労働時間の4分の3（週30時間程度）以上。厚労省によると、非正規雇用労働者約1800万人のうち、厚生年金・企業健保適用者は1000万人程度です。残る800万人は国民年金や市町村の国民健康保険（国保）に入っていますが、保険料には事業主負担がなく、年金給付額も厚生年金を下回っています。

自公政権も適用拡大を目指しました。しかし、厚生年金・企業健保は事業主にも保険料負担があります。流通業界などの反発で拡大対象を「従業員301人以上」の企業のパートなど10万～20万人に絞った末、07年に法案を国会に提出したものの、当時の野党、民主党の反対で廃案となった経緯があります。

この反省も踏まえ、厚労省は1日、加入要件となる賃金を、07年法案の「月額9万8000円以上」より引き下げること論点に挙げました。配偶者の扶養を受ける第3号被保険者となるかならないかの分岐点「年収130万円」の水準も下げること検討。最終的には雇用保険の要件「労働時間週20時間以上」「31日以上の雇用見込み」にそろえ、新たに400万人を加入させる考えのようです。

ただし、パートの50%は従業員100人未満の事業所で働いています。1日の同部会でも中小企業団体の代表は「円高などで大変。配慮してほしい」と訴えました。厚労省内でも「一気に400万人は難しい」との声が大勢を占めています。

適用拡大には、国民年金が取り残されるという問題もあります。厚労省は多くの国民を厚生年金に加入させ、国民年金を縮小することで「年金一元化」に近づけることも狙っていますが、同省は09年、国民年金の実質価値を今後26.5%引き下げないと財政がもたないとの検証結果を公表しています。また「国民年金加入者が減ると、国民年金の財政バランスをとるのが一層難しくなる」とも指摘されているようです。（毎日jpより）



検討課題	07年法案	現行要件	見直しの方向性
労働時間	週20時間以上	正社員の4分の3（週30時間程度）以上	週20時間以上
賃金	月額9万8000円以上	-	月額9万8000円より引き下げ
勤務期間（見込み）	1年以上	2ヶ月超	1～2ヶ月
学生	現行要件のまま	上記要件を満たせば加入	労働時間が週20時間以上なら適用検討
対象事業主	従業員300人以下の事業主は適用猶予	一部業種を除き常時5人以上を雇用	07年法案より対象を拡大
拡大数	10万人～20万人	-	最大400万人

One Point

非常食の購入時の税務処理

9月1日は「防災の日」。今年は3月11日に東日本大震災が起こったこともあり、全国的に防災訓練を行うところが多いようですが、防災対策の一環として缶詰や水など当座の非常食を備蓄する企業も増えています。

ところで気になるのが、非常食の消費期限は数年間から長いもので数十年といった物もあり、保管期間が長期にわたることからのいつ経理処理すればよいかということです。

一般的に、未使用の状態では保管してあるものは「貯蔵品」とされ、実際に事業などで使用又は消費等した時点で損金算入することになります。

しかし、1) 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであり、その効果が長期間に及ぶものであるとしても、減価償却資産又は繰延資産に含まれないこと、2) 貯蔵品ではなく、まさに非常の時に使う備蓄品として取り扱われることから、備蓄した時点で事業の用に供したといえることなどから、非常食を購入した場合は、購入時に消耗品費として処理をすることができます。

なお、企業によっては、消費期限が近付き取り替えを行った後、古い非常食を社員に無償で配布するケースもあります。その際は、社員に分け隔てなく配付すれば社員への課税は行わなくても差し支えないですが、一部の役員等への配布になると現物給与として課税対象とされる可能性もあります。

また、消費期限がまだかなり残っている非常食を配布した場合についても注意が必要です。



危ない取引の手口と見分け方③ 「融通手形取引」

◆ 取引例とリスク

B社社長は仕入先である商品問屋のA社の社長から「手形を貸してくれ」と懇請されました。商品の売買をしたわけでもないのに「手形を振り出してほしい」というわけです。昔からA社と取引のあるB社としては、この申し出を無下に断わることもできず、額面1,000万円、12月末日の手形をA社に振り出し、A社はこの手形を取引銀行で割引いて当面の運転資金等に充てました(図表1)。ところが11月末にA社は不渡りを出して倒産。A社の取引銀行は当然ながらB社に対し、12月末日の手形の決済を要求してきました。しかし、B社とて資金繰りが順調とはいえないため、決済の目処が立ちません。

本ケースのような融手取引の場合、商品販売による資金の入金等がないため、手形を振り出したB社が自前で手形決済資金を調達しなければなりません。現実には、こうした資金の捻出のために高利業者から借入をしたり、さらなる融手を振り出さざるを得ない状況に追い込まれることもあります。融手取引の怖さは、まさに手形決済資金をつくるために自腹を切らねばならないところにあるといえます。

また、融通手形取引では交換手形といって、企業同士が資金を捻出するために互いに自社の手形を振り出し合って資金を調達するケースもあります(図表2)。たとえば、自社(X社)がY社に振り出した額面1,000万円の甲手形(12月末日)はY社が割引いて資金化し、Y社の運転資金等に充てます。そして、甲手形の期日12月末に振出人X社が決済します。一方、Y社が振り出した額面1,000万円の乙手形(12月末日)はX社が割引いて資金化し、X社の運転資金等に充てます。そして、乙手形の期日12月末に振出人Y社が決済します。

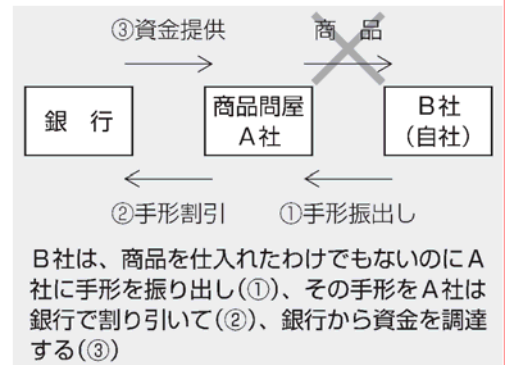
こうした状況において、もしY社が倒産した場合、X社は自分で振り出した甲手形の決済をしなければなりません。と同時に、乙手形は本来振出人Y社が決済しなければならないのにY社倒産によってこの決済ができず、X社が銀行からの手形の買戻し要求に応じなければなりません。つまり、相手方が倒産すると自社振出手形の決済資金だけでなく、相手方が振り出した手形の買戻し資金が必要となるダブルパンチを食らうことになるのです。こうなるとX社も連鎖倒産のおそれが出てきます。

◆ 受け取った場合の見分け方

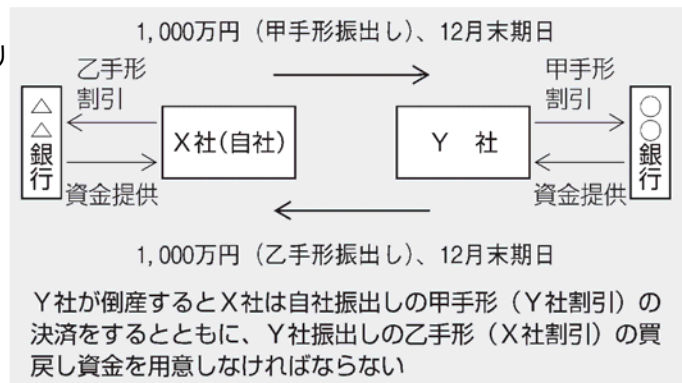
大前提として、取引先から「手形を貸してくれ」という申し出があっても絶対応じてはいけません。しかし、取引先から受け取った手形が融通手形か否かを見分ける主なポイントは図表3のとおりです。①について補足説明しますと、

- 取引額に対して手形金額が巨額。金額が「1,000万円」など端数のないラウンド数字になっている(印紙代節約のために丸い数字の手形を振り出し、端数は現金払いとする場合を除く)
- 金額が手書きのアラビア数字で記載されている(金額は手書きでも有効に振り出せるが、「壹、弐、参、拾」などの漢数字で記入することになっており、これに反する場合、銀行では不渡り扱いとすることがある。実務上、用いられるのはチェックライターのアラビア数字)
- 振出人の通常の決済日と異なっている(例/決済日がいつもは翌月末なのに今回は翌々月20日となっている。月末に資金がない、あるいは商品の裏づけがない手形であると推測される)
- 裏書人が多数の場合に、振出人や裏書人に異業種もしくは正体不明の企業が入っている(商品の裏づけのない手形のおそれがある)
- 取引先の仕入先が振り出した手形(その仕入先から手形を受け取ることは異例)が注意点になります。

図表1 融通手形取引の例



図表2 交換手形取引の例



図表3 融通手形を見分ける主なポイント

①手形券面	金額がラウンド数字ではないか。裏書人に異業種の先がないか。取引先の仕入先が振り出した手形ではないか(振出人は誰か)
②決算書	受取手形、割引手形、支払手形等の残高が前期と比較して異常に増加していないか。粗利率が大幅に低下していないか。割引料が異常に高いか
③業界情報	最近あるいは過去に融手の噂が出ていないか

(「企業実務」平成22年11月号から抜粋)

土地価格は道路の良し悪しで決まる

土地価格は一つの要因だけで決定付けられるわけではありませんが、その中でも道路条件は大きな要素であることは事実です。まず注意しなければならないのは、その道路が建築基準法上の道路に該当するかどうかです。

市役所の建築指導課で建築基準法上の道路かどうかの確認はできますが、その際は建築基準法42条の1項に該当するのか2項に該当するのか、更に42条1項道路であれば何号に該当するか確認しておくで安心です。外見上、いくら立派に見える道路であっても建築基準法上の道路でなければ、原則としてその土地に建物を建てることは出来ません。

すなわち、土地はその土地に最もふさわしい建物が建ってこそ、その土地の潜在力を100パーセント発揮でき、道路というのはそれを助ける機能を備えています。

例えば、どんどん建物を建てて多くの人に住んで欲しい市街化区域内でも、実際に建物が建てられていないとその土地の価値は低いものとなります。また道路の幅員が4mと6mでは利便性や環境が異なってきますので、土地価格に差が出てきます。

以上から、道路によって土地価格が決まるといっても過言ではないのです。



◆ 接道義務とは

建物の前に道路がなかったり、狭すぎたりすると、住んでいる本人に不便であるだけでなく、郵便配達する人や、消防自動車、救急車など緊急車両にとっても迷惑になります。

そこで、建築基準法では、建物の敷地が原則として道路に2m以上接していなければならないという決まりを設け、これを**接道義務**といいます。

しかし、古い住宅には、この接道義務を満たしていないものが見受けられます。この場合、古い住宅を建て替えたり、新たに家を建てる場合、接道義務である道路に2m以上接した形で建てなければならないので注意が必要です。

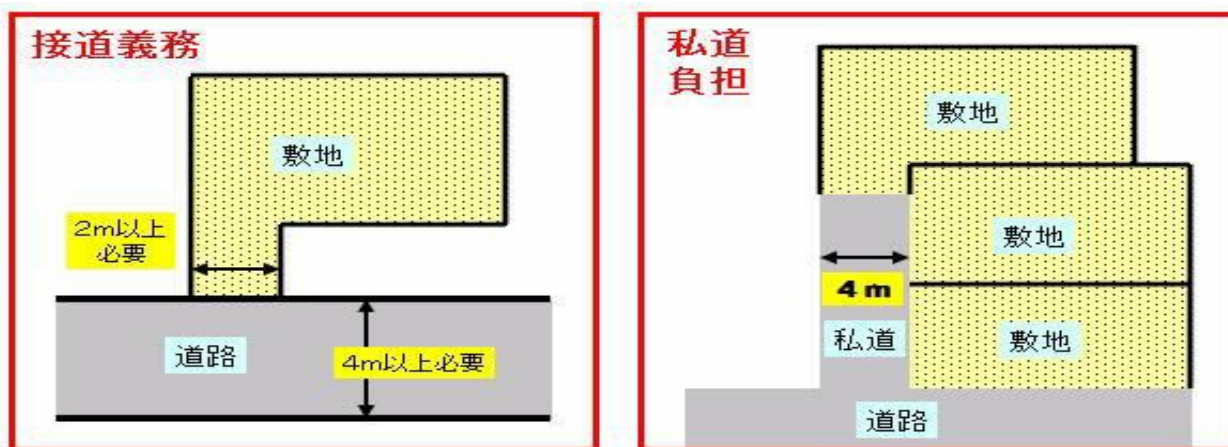
◆ 私道負担とは

住宅の広告などに、「**私道負担あり**」のような表記を見ることがあります。

道路には、国や地方公共団体が管理する「公道」の他に、個人の所有である「私道」があります。

既にある公道に接していない敷地でも、家が建てられるように、不動産業者などが私道をつくり、その私道に接することで家を建てるようにしています。

このようにしてできた私道は、接している土地の所有者が共同で負担する必要が生じてきますが、私道には建物を建てることのできないほか、建ぺい率や容積率を計算する際にも対象にはなりません。



◆ セットバックとは

上記の接道義務のように、住宅を建てるための敷地は道路に接する必要がありますが、その道路というのは、4m以上の幅が必要になります。言い換えると、建築基準法では4mより狭い道を道路とはみなしません。

このため、家を建てるための敷地が4mに満たない道路に接していれば、その道路が4m以上になるまで自分の敷地を道路として提供する必要があります。

そのようにして道路に譲ってしまった敷地は、自分の土地に変わりありませんが、建物を建てることができません。

これを**セットバック**といいます。接道義務と同様、こちらも古い建物には4mに満たない道に接しているものが見られます。

土地購入時、セットバックが必要か、必要な場合はどれくらいの敷地がセットバックに使われるのか確認する必要があります。

スマートフォンでSkype(スカイプ)を使おう

◆ スカイプで通話が無料に！

スカイプとは、世界中どこへでも無料コールがすぐ楽しめる、操作が簡単な無料のソフトウェアです。ルクセンブルグにある Skype Communications S.A.という小さな会社が開発したIP電話のソフトです。

スカイプであるかぎり、相手がPC、スカイプフォン、タブレットPC、そしてスマートフォンで通話料は無料です。ちなみに音声通話の利用料金はゼロですが、3Gのデータ通信(パケット通信)を利用するので、その利用料金はかかります。スマートフォンのユーザーならその多くがパケット定額に入っているでしょうから、スカイプ同士の通話は料金を気にすることなく利用できます。

さらに3G回線を利用したデータ通信だけでなく、Wi-Fi接続も可能ですから、公衆無線LANなどのWi-Fiを利用できる環境なら可能です。また、家庭のブロードバンドを利用している方はそれにつないでスカイプ電話が可能です。

◆ 携帯や固定電話は有料

上記のようにあくまでもスカイプ同士が無料ですから、スカイプ非対応の携帯や家庭の固定電話への発信は有料です。そして固定電話より携帯への発信のほうが高めです。詳しい料金はスカイプホームページの料金表を参考にしてください。固定電話や携帯にかけることが多い人で、通常の音声通話回線を利用せずにスカイプでもつばらかけたい人は、定額プランもあります。例えば、国内の固定電話120分まで235円などのプランがあります。詳しくは「[ネット電話の「スカイプ\(Skype\)」！お勧めの定額プランとは？](#)」をどうぞ。

◆ スカイプでほかに行えること

- ・スカイプユーザに着信を転送
通話をコンタクトや固定電話、携帯電話に簡単に転送できます。
- ・スカイプユーザに通話を転送
通話転送の機能を使用すると、スカイプの着信通話を自分の携帯電話または固定電話に転送できます。
- ・テレビ電話
高品質ビデオ対応の無料のビデオ通話で、いっそう鮮やかな画質が楽しめます。
- ・電話会議
10人までの相手と同時に通話することができます。
- ・テキストチャット
リアルタイムに文を送りあうことができます。
- ・ファイルの転送
小さなファイルなら、通話中やチャット中に必要となったファイルを転送することができます。
- ・スカイプディレクトリ
お気に入りのショップや企業のコンタクトリストや情報をスカイプユーザに公開できる機能です。
- ・画面の共有
メニューをクリックするだけで、とても簡単に相手と画面を共有することができます。



9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 9月 12日(月)
7月決算法人の確定申告	申告期限 9月 30日(金)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 9月 30日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 9月 30日(金)
1月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 9月 30日(金)
消費税の年税額が400万円超の1月・4月・10月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 9月 30日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 9月 30日(金)

今月の名言録

～ 同じ金でも ～

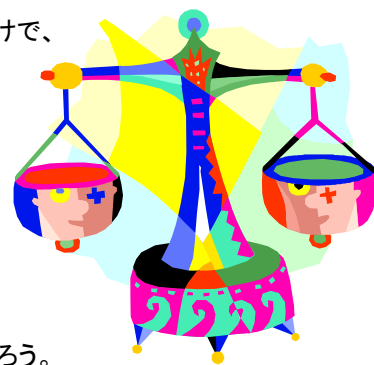
同じ金でも、他人からポンともらった金ならば、つつい気軽に使ってしまうと、いつのまにか雲散霧消。金が生きない。金の値打ちも光らない。

同じ金でも、アセ水たらし得た金ならば、そうたやすくは使えない。使うにしても真剣である。慎重である。だから金の値打ちがそのまま光る。

金は天下のまわりもの。自分の金といっても、たまたまその時、自分が持っているというだけで、所詮は天下国家の金である。その金を値打ちもなしに使うということは、いわば天下国家の財宝を意義なく失ったに等しい。

金の値打ちを生かして使うとういことは、国家社会にたいするおたがい社会人の一つの大きな責任である。義務である。そのためには、金はやはり、自分のアセ水たらしで、自分の働きでもうけねばならぬ。自分のヒタイのアセがにじみ出ていないような金は、もらってはならぬ。借りてはならぬ。

個人の生活然り。事業の経営然り。そして国家の運営の上にも、この心がまえが大事であろう。



(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)

編集後記

先日、スマートフォンに機種変更しました。パネルをタッチするだけで画面が切り替わり、文字が拡大・縮小するのにはびっくりしました。説明書を読むと、さらに音楽や映像の再生ができたり、ナビにもなるようです。パソコンを携帯しているのほとんどが変わりません。私が、初めてパソコンを買ったのは2000年で、ブラウン管のモニターで、インターネットはブロードバンドではなく、通常の電話回線でした。10年で机上のパソコンが、手のひらに乗るレベルになったと思うと技術の進歩がとても早くなったと思います。

映画のなかで描かれている近未来の生活、たとえば自動車の自動走行や、音声による機械の操作、立体の映像は一部には取り入れられているので、かなり近づきつつあるといえます。

また、ロボットの技術も、実用化されていないだけで、人間に近づいているようですのでこの後、10年後にどんな生活環境になっているのか想像もつきません。

(藤田 智明)



事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikai.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

